



表の一の項中「二・二五パーセント」を「二・〇五パーセント」に、「〇・九五パーセント」を「〇・九パーセント」に、「二・六五パーセント」を「二・四五パーセント」に、「〇・五五パーセント」を「〇・五パーセント」に、「二・七パーセント」を「二・四パーセント」に、「〇・五パーセント」を「〇・五五パーセント」に改め、同表の二の項中「二・〇パーセント」を「二・八パーセント」に、「二・二パーセント」を「二・一五パーセント」に、「二・四パーセント」を「二・二パーセント」に、「〇・八パーセント」を「〇・七五パーセント」に、「二・四五パーセント」を「二・一五パーセント」に、「年〇・七五パーセント」を「年〇・八パーセント」に改め、同表の三の項中「二・〇パーセント」を「二・八パーセント」に、「二・二パーセント」を「二・一五パーセント」に改める。

鳥取県告示第四百四十九号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成十年六月十六日に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成十年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の一の項及び二の項中「二・二パーセント」を「二・一五パーセント」に、「一・〇パーセント」を「〇・九五パーセント」に改め、同表の三の項中「二・〇五パーセント」を「二・〇パーセント」に、「〇・八五パーセント」を「〇・八パーセント」に改め、同表の四の項から七の項までの規定中「二・二パーセント」を「二・一五パーセント」に、「二・〇パーセント」を「〇・九五パーセント」に改め、同表の八の項中「二

・二パーセント」を「二・一五パーセント」に改め、同表の九の項中「二・二パーセント」を「二・一五パーセント」に、「二・〇パーセント」を「〇・九五パーセント」に改める。

鳥取県告示第四百五十号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十一号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十年六月十六日に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成十年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「二・〇パーセント」を「二・八パーセント」に、「二・二パーセント」を「二・一五パーセント」に改める。

鳥取県告示第四百五十一号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十二号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十年六月十六日に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成十年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の表及び二の表中「二・五パーセント」を「二・三パーセント」に、「〇・七パーセント」を「〇・六五パーセント」に改める。